



# 四国税理士会報

第459号  
2024.5.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二  
●編集人 / 秋山 千枝  
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



平野サーフビーチ

撮影者 中村支部 丸山 陽平

## 主な記事

令和7年度税制改正に関する意見書  
部・委員会だより ～税務支援対策部～



# 税の広場

## 退職所得控除額について

(1) 退職所得控除額の計算（原則）

退職所得控除額は、原則として、勤続年数に応じて、表1の算式により計算するとされています（所法303）。

(表1)

勤続年数	算式
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(注) 「勤続年数」は、所得税法施行令第69条第1項第1号に規定する退職手当等については勤続期間により、退職一時金等については組合員等であった期間により計算するとされています（所法303一、所令691一、二）。

なお、その年に2以上の退職手当等の支給を受ける場合には、これらの退職手当等のそれぞれについて計算した上記の期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算するとされています。ただし、その最も長い期間以外の期間の年数の計算の基礎となった勤続期間等の全部又は一部がその最も長い期間の計算の基礎となった勤続期間等と重複していない場合には、その重複していない勤続期間等について計算した期間をその最も長い期間に加算して、勤続年数を計算するとされています（所法303一、所令691三）。

(2) 退職所得控除額の計算の特例

その年に支払を受けた退職手当等が個人型DC一時金であって、その個人型DC一時金に係る勤続期間等の一部が、その年の前年以前19年以内に支払を受けた退職手当等（前の退職手当等）に係る勤続期間等（前の勤続期間等）と重複している場合には、次の(イ)に掲げる金額から次の(ロ)に掲げる金額を控除した金額がその年の退職所得控除額とされています（所法306一、所令701二）。

- (イ) その年に支給される退職手当等の勤続年数に基づき上記(1)の算式により算出した金額
- (ロ) 上記の重複している部分の期間を勤続年数とみなして上記(1)の算式により算出した金額

(3) 前の勤続期間等の特例

上記(2)の場合において、前の退職手当等の収入金額が、前の退職手当等について上記(2)の退職所得控除額の計算の特例に係る規定（所令701二）を適用しないで計算した退職所得控除額に満たないときは、前の退職手当等の支払金額の計算の基礎となった勤続期間等のうち、前の退職手当等に係る就職の日又は組合員等であった期間の初日から前の退職手当等の収入金額に応じて表2の算式により計算した数に相当する年数を経過した日の前日までの期間を前の勤続期間等とみなして、上記(2)の金額を計算するとされています（所令702）。

(表2)

前の退職手当等の収入金額	算式
800万円以下の場合	前の退職手当等の収入金額 ÷ 40万円
800万円を超える場合	(前の退職手当等の収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20

【引用元】 国税庁：取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会より抜粋



# 四国税理士共済会事業

## 税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき <b>2,000円</b>
委託手数料	請求1件につき <b>110円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

**簡単で使いやすい**  
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

**報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載**

**振替日は8日、22日のどちらかを選択**

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

**NSSより朗報です**

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料2,000円+請求1口座につき110円】

## 関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	<b>7,500円+35円×請求口座数</b>
100口座以上の場合	<b>110円×請求口座数</b>

ご利用例 (別途消費税)		
請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	<b>8,550円</b>	<b>285円</b>
50	<b>9,250円</b>	<b>185円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



**振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択**

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

**資料のご請求はスマホでもOK!**

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者 **四国税理士共済会**  
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515

お問合せ先 [委託先会社] **NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル  
**0120-700-676**  
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

# 第68回定期総会

同日開催

四国税理士協同組合第49回通常総会  
四国税理士共済会第14回通常総代会

開催日 6月20日(木)

場所 ANAクラウンプラザホテル松山  
(愛媛県松山市一番町3-2-1)

多数ご出席下さい！

定期総会記念

## ゴルフ大会

6月21日(金)

奥道後ゴルフクラブ  
(愛媛県松山市八反地乙102)